平成27年6月11日

様

磯路連合こども会　会則一部改正のお知らせ

磯路連合こども会
会長　　渡辺　隆弘

向暑の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

６月１１日の臨時総会におきまして、会則の一部改正が承認されましたのでお知らせいたします。

会則の改正点は下記の通りです。

記

磯路連合こども会会則

第一章　総則

第三条（会員・組織）

（１）本会の会員となる事のできる者は、磯路地区に在住する小・中学生または磯路小学校に在籍する児童。

及び、磯路小学校卒業の中学生とする。

平成２７年６月会則一部改正